

青森県報

第三千二百二十五号

平成二十二年
四月十六日
(金曜日)

目次

告 示

廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定	（環境政策課）	一
狩猟免許試験の施行	（自然保護課）	一
適性試験及び講習の実施	（ 同 ）	三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高 齢 福 祉 保 険 課）	四
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	（ 同 ）	四
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	（ 同 ）	五
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	（障害福祉課）	五
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	（財産管理課）	五
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	（県 民 生 活 文 化 課）	六
肥料の登録	（食の安全・安心推進課）	六
林業用種苗生産事業者の登録	（林 政 課）	六
教育委員会		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	（県立図書館）	七

告

示

青森県告示第二百九十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十二年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
産業廃棄物の最終処分場（管理型）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第三号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第一号	十和田市大字米田字午房平二七の一部及び二二八の一部

青森県告示第二百九十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により次のとおり平成二十二年年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十二年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日、場所等

試験の期日	試験の場所	備考
平成二十二年 七月四日	青森市松原一丁目六の一五 青森市中央市民センター研修室2ほか	
平成二十二年 九月一日	青森市長島一丁目一の一 青森県庁舎西棟八階中会議室ほか	

二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験科目、試験課題	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
試験別の狩猟免許の種類 網猟免許 許わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	試験の科目及び課題 1 視力 2 聴力 3 運動能力	午前九時から十分 午後三時まで	午前九時から十分 午後三時まで
知識試験 網猟免許 許わな猟免許 第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 猟具に関する知識 3 鳥獣に関する知識	午前十時から午後零時十分まで	
技能試験 網猟免許 許わな猟免許 第一種銃猟免許	1 銃器以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 むすう網、くくりわな及びはこわなのうち一つを架設すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	午後一時十分から午後三時まで	
第一種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。2から4までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装てんし、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 二人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受け渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。		

三 受験できない者

第二種銃猟免許
1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装てんの操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

四 受験の申請手続等

- 狩猟免許試験を受けようとする者は、平成二十二年七月四日に受験するものにあつては、平成二十二年五月二十五日から同年六月二十五日までに、平成二十二年九月一日に受験するものにあつては、平成二十二年七月二十二日から同年八月二十日までに、狩猟免許申請書（各地域農林局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する地域農林局地域農林水産部に提出すること。
- 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
 - (一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当事（異種免許を受けようとする者） 三千九百円
 - (二) その他の者（初心者） 五千二百円
- 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ

三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真) 一枚

3 返信用封筒(申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手(八十円)をちよう付したものを) 一通

4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通

5 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通

五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課(電話〇一七 七三四 九二五七番)に問い合わせること。

青森県告示第二百九十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十一条第二項及び第四項の規定により次のとおり平成二十二年度における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十二年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 適性試験及び講習の期日、場所等

所管課名又は所管地域県民局名	期 日	場 所	備 考
自然保護課	平成二十二年 九月十三日	青森市長島一丁目の一 青森県庁舎西棟八階中会議室	
東青地域県民局	平成二十二年 七月二十一日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター	
中南地域県民局	平成二十二年 七月二十三日	黒石市くみの木三丁目六五 スボカルイン黒石	

三八地域県民局 平成二十二年 七月二十三日 八戸市根城八丁目八の一五五 八戸市総合福祉会館

西北地域県民局 平成二十二年 七月十六日 五所川原市字栄町一〇 五所川原合同庁舎

上北地域県民局 平成二十二年 七月十四日 十和田市西十二番町二〇の二二 十和田合同庁舎

下北地域県民局 平成二十二年 八月三日 むつ市中央一丁目一の八 県むつ合同庁舎

二 適性試験及び講習の科目、時間等

区 分	科 目	時 間	受 付 時 間
講 習	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	午前九時三十分から 午前十一時まで	午前九時から 午前九時二十分まで
	2 鳥獣の判別	午前十一時から午後 三時まで(ただし、 正午から午後一時ま では休憩)	
適性試験	1 視力	午前九時三十分から 午前十一時まで	午前九時から 午前九時二十分まで
	2 聴力		
講 習	3 運動能力	午前九時三十分から 午前十一時まで	午前九時から 午前九時二十分まで
	3 猟具の取扱		

三 適性試験及び講習の対象者

平成二十二年四月十六日から平成二十三年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有するものとする。

ただし、次に掲げる者を除く。

1 統合失調症、そううつ病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病状にかかっている者

2 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

3 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書(各地域県民局地域農林水産部において交付する。)に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域県民局地域農林水産部に提出する。

こと。

1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙

二千八百円

2 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ

三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真) 一枚

3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受

けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通

4 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規

定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟

の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診

断書 一通

5 更新しようとする狩猟免許
五 その他
詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然

保護課(電話〇一七 七三四 九二五七番)に問い合わせること。

青森県告示第二百九十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

より公示する。
平成二十二年四月十六日
青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
田子町	三戸郡田子町大字田子字天神堂平八一	訪問看護	ヘルパーステーション	三戸郡田子町大字田子字前田二の	平成三・三・一八
合同会社ともなが草	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の三二二一八	訪問介護	ヘルパーステーション	八戸市大字妙字東八の一七	三・三・三六

有限会社やよい

西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字蒲生八五の一

福祉用具貸与

有限会社やよいホーム

北津軽郡板柳町大字福野田字本泉六三の三

社会福祉法人弘前豊徳会

弘前市大字大川一字中桜川一八の〇

訪問介護

ホームヘルプサービス

弘前市大字元大工町二六

株式会社安心ケア

弘前市大字茂森町四

訪問介護

株式会社安心ケア

弘前市大字茂森町四

株式会社スライヴ

黒石市大字黒石字十三森一八四の二九

訪問看護

訪問看護すずらん

黒石市大字黒石字十三森一八四の二九

医療法人なかざわ整形外科

八戸市湊高台二丁目一二の二

通所介護

なかざわステイサービスセンター

八戸市湊高台二丁目一二の二

社会福祉法人七戸福祉会

上北郡七戸町字太田野一九の四

通所介護

でこいせステーション

上北郡おいらせ町中野平四〇のC一オン下田S二階

青森県告示第二百九十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。
平成二十二年四月十六日
青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	指定年月日
社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大川一字中桜川一八の〇	居宅介護支援事業センターハウス	弘前市大字元大工町二六	平成三・三・三六

有限会社やよい	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字蒲生八五の一	福祉用具貸与	有限会社やよいホーム	北津軽郡板柳町大字福野田字本泉六三の三	"
社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大川一字中桜川一八の〇	訪問介護	ホームヘルプサービス	弘前市大字元大工町二六	"
株式会社安心ケア	弘前市大字茂森町四	訪問介護	株式会社安心ケア	弘前市大字茂森町四	"
株式会社スライヴ	黒石市大字黒石字十三森一八四の二九	訪問看護	訪問看護すずらん	黒石市大字黒石字十三森一八四の二九	"
医療法人なかざわ整形外科	八戸市湊高台二丁目一二の二	通所介護	なかざわステイサービスセンター	八戸市湊高台二丁目一二の二	三・三・三六
社会福祉法人七戸福祉会	上北郡七戸町字太田野一九の四	通所介護	でこいせステーション	上北郡おいらせ町中野平四〇のC一オン下田S二階	"
株式会社北商事	弘前市大字若党町二四の一	訪問介護	ヘルパーステーション	弘前市大字若党町一八の一	"

株式会社安心ケア	弘前市大字茂森町四	株式会社安心ケア	弘前市大字茂森町四	
有限会社愛の郷	平川市唐竹尊原七一の二	居宅介護支援事業所あいのさと	平川市唐竹尊原六九の二	

青森県告示第二百九十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十二年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所		指定年月日
			名称	所在地	
田子町	三戸郡田子町大字田子字天神堂平八一	訪問看護	田子町訪問看護ステーション	三戸郡田子町大字田子字前田二の一	平成三・三・一八
合同会社ともなが草	三戸郡階上町蒼前西六丁目九の三二一八	訪問介護	ヘルパースイートふれんどり	八戸市大字妙字東八の一七	三・三・一六
有限会社やよい	西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸字蒲生八五の一〇	介護予防貸与	有限会社やよいホームや	北津軽郡板柳町大字福野田字本泉六三の三	"
社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大川一〇	訪問介護	ホームヘルプサービスセンター	弘前市大字元大工町二六	"
株式会社安心ケア	弘前市大字茂森町四	訪問介護	株式会社安心ケア	弘前市大字茂森町四	"
医療法人かざわ整形外科	八戸市湊高台二丁目一二の二	通所介護	なかざわサービスセンター	八戸市湊高台二丁目一二の二	三・三・一六

青森県告示第二百九十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第一項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十二年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人七戸福祉会	上北郡七戸町字太田野一九の四	通所介護	でこいせふれすと	上北郡おいらせ町中野平四〇のS	
有限会社北商事	弘前市大字若党町二四の一	訪問介護	ヘルパースイートさくらの樹	弘前市大字若党町一八の一	

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

県庁舎等清掃作業委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部財産管理課

青森市長島一丁目一の

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十二年三月二十九日

五 契約の相手方の名称及び住所

東洋建物管理株式会社

青森市橋本一丁目七の三

六 契約金額

三千二百二十五万六千円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十二年二月八日

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十二年三月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本農業資産総合評価機構

三 代表者の氏名

久保田 耿平

四 主たる事務所の所在地

青森市橋本三丁目一〇の七

五 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、農業資産の的確な鑑定評価の重要性を広く普及させるとともに、農業資産鑑定評価の専門家を養成し、その行為についての倫理的規制を行うことにより、安定性、客観性、透明性を持って個人及び企業の経済活動を支援し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により平成二十二年四月六日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三六九号	肥料の種類 副産石灰肥 料	肥料の名称 大地の優	保証成分量 (パーセント) アルカリ分 四五・〇 く溶性苦土 一・〇	その他の規 格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 株式会社駒嶺 商店 下北郡風間浦 村大字蛇浦字 新釜谷二の三
----------------------	---------------------	---------------	---	----------------------------	---

林業用種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

教 育 委 員 会

二八二	登録号	登録年月日	氏名又は名称	住 所	種 類	生産事業の内容	名 称	所 在 地
平成三〇四五			地方独立行政法人 青森県産業技術セ ンター林業研究所	東津軽郡平内町大字小湊字新 道四六の五六	採取 精選	苗 木	林業研究所十和田 ほ場	十和田市

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年四月十六日

青森県立図書館長 金子 睦 男

- 一 特定役務の名称及び数量
電子計算組織等の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立図書館
青森市大字荒川字藤戸一九の七
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十二年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日立キャピタル株式会社
東京都港区西新橋二丁目一五の二二
- 六 契約金額

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

六千二百八十七万二千八百十二円

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭